

佐渡市行政改革マニフェスト評価方法について

1．評価者

佐渡市行政改革推進委員会の委員

2．評価方法

評価は、部局長のプレゼンテーションを通し推進委員が個別に部局長が作成した改革マニフェストを評価し、評価結果を集計したものを推進委員が審議し最終評価を取りまとめる。その際、推進委員は必要に応じて部局長以外の職員からもヒアリングを行うことができるものとする。

3．評価項目

評価は、改革マニフェストに掲げた項目が妥当であったか、実行過程は適切であったか、改革マニフェストに掲げた項目が達成されたか、取り組み後の対応は適切であったかの4つを評価の視点で評価する。

4．評価基準

| 評価基準 | 良好である | やや良好である | 平均的である | やや問題が見られる | 問題である |
|------|-------|---------|--------|-----------|-------|
| 評 定 | A | B | C | D | E |